

## 【他の報告 ①】

### 個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険料の見直し

#### 1 見直しの概要

平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされたことから、所得情報を活用している国民健康保険制度において「意図せざる影響や不利益」が生じないよう、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）が改正されました。

#### 2 改正の内容

低所得世帯に対する国民健康保険料負担の軽減措置として、応益分保険料（均等割額及び平等割額）軽減を算定する軽減判定所得において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、給与所得者等が2人以上いる世帯についても、不利益が生じないよう、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとなりました。

この改正は、令和3年1月1日から施行し、令和3年度分以後の国民健康保険料について適用となります。

#### 【現行】軽減判定所得

7割軽減基準額	基礎控除額（ <u>33万円</u> ）
5割軽減基準額	基礎控除額（ <u>33万円</u> ）+28.5万円×（被保険者数）
2割軽減基準額	基礎控除額（ <u>33万円</u> ）+52万円×（被保険者数）



#### 【改正後】軽減判定所得

7割軽減基準額	基礎控除額（ <u>43万円</u> ） +10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）
5割軽減基準額	基礎控除額（ <u>43万円</u> ）+28.5万円×（被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）
2割軽減基準額	基礎控除額（ <u>43万円</u> ）+52万円×（被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）

又は110万円超（65歳以上））を受ける者